

第 9 7 号議案

中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

中野南自転車駐車場及び中野西自転車駐車場の位置を改めるとともに、中野けやき通り自転車駐車場を廃止する必要がある。

## 中野区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

中野区自転車駐車場条例（昭和61年中野区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1有料制駐車場の項中「中野区中野二丁目20番、23番及

び27番」を「中野区中野二丁目23番及び27番」に、

|               |             |
|---------------|-------------|
| 中野西自転車駐車場     | 中野区中野四丁目14番 |
| 中野けやき通り自転車駐車場 | 中野区中野四丁目11番 |

を

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 中野西自転車駐車場 | 中野区中野四丁目9番及び14番 |
|-----------|-----------------|

に

改める。

### 附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第1に掲げる有料制駐車場のうち中野西自転車駐車場（中野区中野四丁目9番の位置に限る。）の利用に係る中野区自転車駐車場条例第6条の規定による利用資格の登録（以下「登録」という。）の承認、同条例第7条第1項の規定による利用料の納付及び免除、同条例第10条の規定による登録の制限、同条例第11条の規定による登録の取消しその他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。